

川島町国土強靱化地域計画

令和4年3月

(令和8年4月改定)

川島町

< 目 次 >

第 1 章 計画の策定趣旨、位置付け

- 1. 計画の策定趣旨..... 1
- 2. 計画の位置付け..... 1

第 2 章 地域特性

- 1. 位置..... 3
- 2. 地形..... 4
- 3. 気象..... 5
- 4. 人口..... 5
- 5. 交通..... 6
- 6. 産業..... 6
- 7. 過去の災害 7
- 8. 想定される災害..... 9

第 3 章 強靱化の基本的考え方

- 1. 基本目標 14
- 2. 事前に備えるべき目標 14

第 4 章 脆弱性評価と対応方針

- 1. 脆弱性評価の考え方 15
- 2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 16
- 3. 施策分野の設定..... 18
- 4. 脆弱性評価および対応方針の設定..... 20
- 5. 重点化プログラムの設定 37

第 5 章 計画の推進

- 1. 計画の進捗管理..... 39
- 2. 計画の見直し 39

第 1 章 計画の策定趣旨、位置付け

1. 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平常時から大規模自然災害等、様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という）を公布・施行し、平成 26 年 6 月に同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という）を策定しました。

埼玉県においても、市町村や関係機関の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成 29 年 3 月に「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県計画」という）を策定し、令和 4 年 3 月に改定しました。

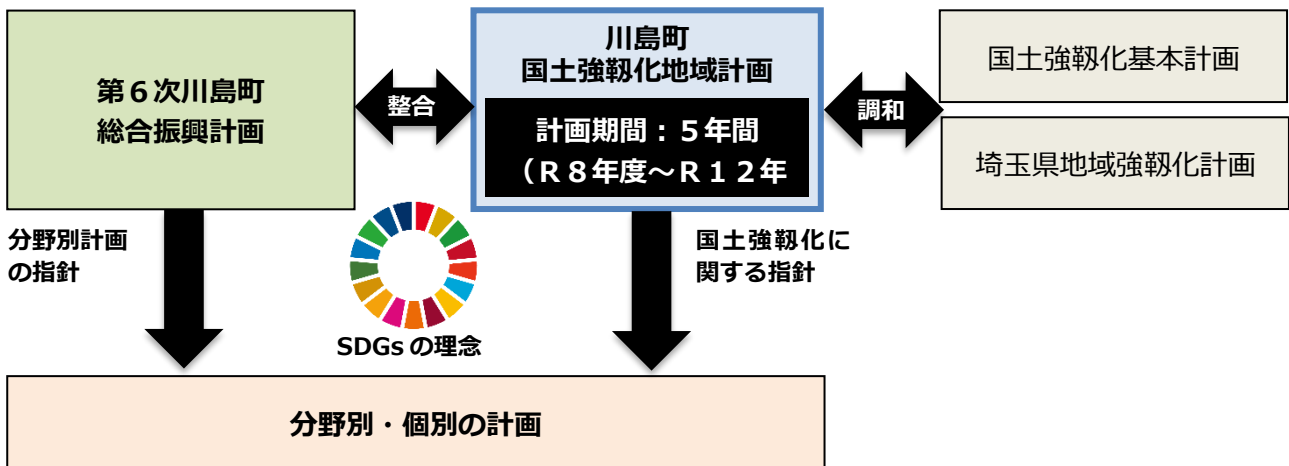
本町においても、過去の災害を教訓に、大規模自然災害が発生しても町民の生命・生活を最大限に守る「強さ」と、被害を最小化することで迅速な復旧・復興を可能とする「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、基本計画および県計画との調和を図りつつ「川島町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という）」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定します。

また、基本計画および県計画と調和を図ると同時に「第 6 次川島町総合振興計画」における防災・減災に係る施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付けます。

【川島町国土強靱化地域計画と他計画との関係性】



(1) 国土強靱化とは

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

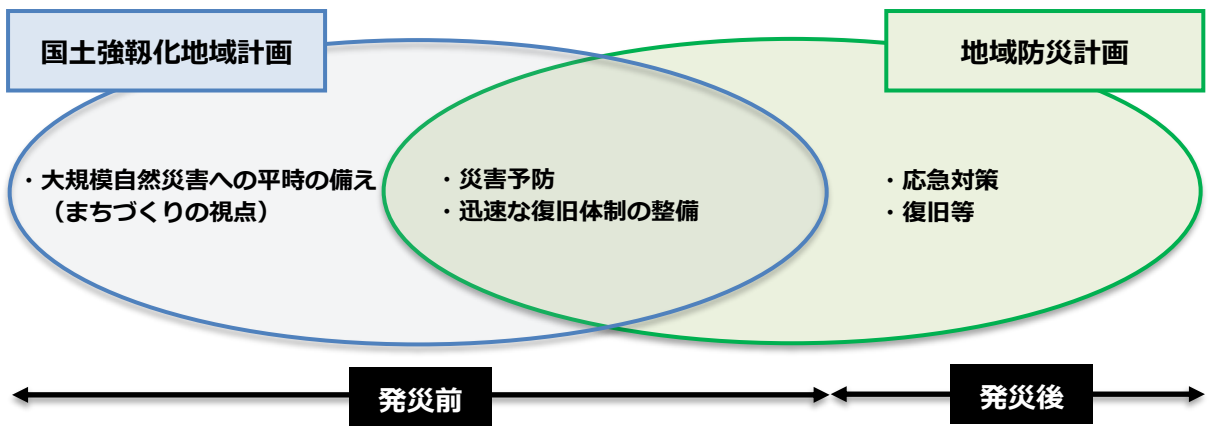
(2) 地域防災計画と国土強靱化地域計画

本町における防災への取組について定めた計画としては、既に「川島町地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や洪水、原子力災害等、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。これに対して本計画は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。

【国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係性】



(3) 計画期間

本計画は、第6次川島町総合振興計画に合わせて、計画期間を令和8年度～令和12年度までの5年間とします。

その後も、第6次川島町総合振興計画と整合を図り、本計画の見直しにあたっては、県計画の見直しに合わせて、適宜、行うものとします。

(4) 川島町国土強靱化地域計画とSDGs

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本町においては、第6次川島町総合振興計画からSDGsの理念を取り込み、持続可能な開発目標を意識しながら町政運営に取り組むこととします。

そのため、本計画においてもSDGsの理念を踏まえながら、計画の推進に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 地域特性

1. 位置

本町は、県のほぼ中央にあり、東京都心から約45km圏内に位置し、町域は東西方向11.17km、南北方向7.9kmにおよび、面積は41.63km²を有しています。また、荒川をはじめ都幾川、越辺川、入間川および市野川などの河川に四方を囲まれ、川越市、上尾市、桶川市、北本市、東松山市、坂戸市、吉見町の6市1町に接しています。

【本町の位置】



出典：川島町都市計画マスタープラン（令和4年）

2. 地形

本町は、大宮台地、比企丘陵および入間台地に挟まれた荒川流域の低地に位置し、四方を河川に囲まれています。地形は、旧河道沿いに形成された自然堤防（微高地）を除いて低湿な氾濫平野が広い面積を占めています。地形勾配も西部から東部に向かって1,000分の1程度（高低差約7m）となっています。

本町の地形は大きく3つに分けられ、自然堤防（微高地）、旧河道地域、氾濫平野からなり、水と緑豊かな田園環境を形成しています。自然堤防上には集落が発達し、樹林地もみられるなど良好な集落景観を形成しています。旧河道地域や氾濫平野は、水田として利用されています。

【本町周辺の地形】



出典：川島町都市計画マスタープラン（令和4年）

3. 気象

気象は温暖な内陸的気候を示す典型的な太平洋側気候に属しており、また内陸に位置するため、夏の高温と冬の乾燥が厳しいことも特色となっています。

年間の平均気温は 15℃前後で、夏期の雷雨はほかの地域を通り抜けることが多く、降水量は全国的には少ない地域に属しており、年間の平均降雨量は約 1,300mm となっています。

4. 人口

(1) 総人口

本町の国勢調査における総人口は、昭和 45 年 (15,049 人) から平成 12 年 (23,322 人) までの 30 年間は一貫して増加傾向にあり、この間の増加率は 155%となっています。

しかし、平成 12 年を境に人口減少に転じ、平成 12 年から令和 2 年の 20 年間で 3,944 人減少 (減少率 17%) しています。

世帯数は、昭和 50 年以降増加が続いており、平成 22 年の 1 世帯あたり人員 3.1 人 (県平均 2.5 人) は県内市町村において 4 番目に高くなっています。

(2) 年齢 3 区分別人口の推移

昭和 45 年から令和 2 年までの年齢 3 区分別人口をみると、年少人口 (0~14 歳) は昭和 60 年の 4,898 人が最も多く、それ以降は減少しています。

生産年齢人口 (15~64 歳) は、総人口と同じく平成 12 年まで増加していましたが、それ以降は減少しています。

一方、老年人口 (65 歳以上) は令和 2 年まで一貫して増加しており、平成 7 年以降は増加人数が拡大しています。

(3) 年齢 3 区分別人口の割合の推移

昭和 45 年から令和 2 年までの年齢 3 区分別人口の割合をみると、年少人口割合 (0~14 歳) は昭和 60 年の 24.7%をピークに低下し、令和 2 年は 9.3%となっています。

生産年齢人口割合 (15~64 歳) は 64%~69%台と概ね横ばいで推移していましたが、令和 2 年は 54.6%に低下しています。

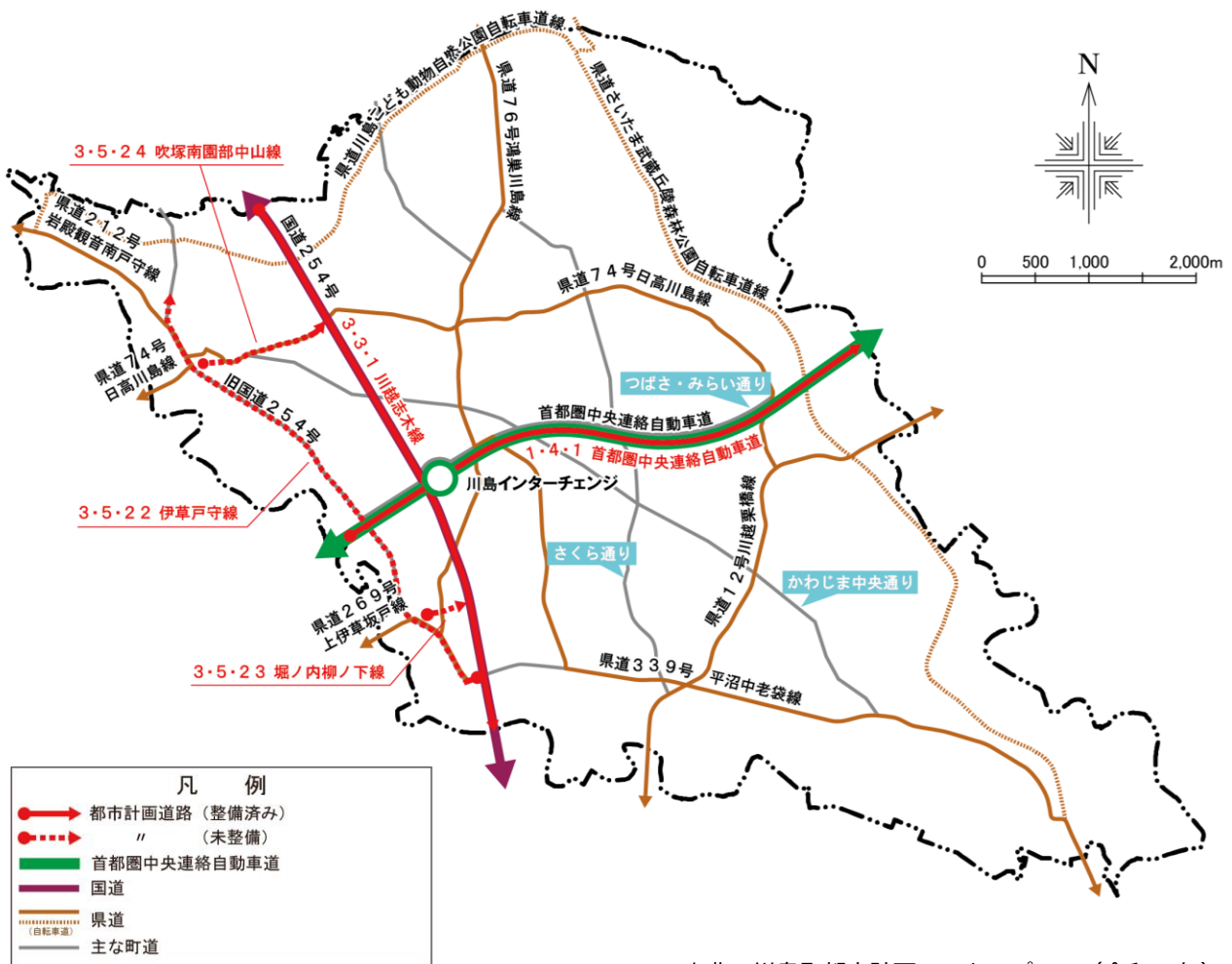
老年人口割合 (65 歳以上) は一貫して増加し、令和 2 年は 36.1%に上昇しています。老年人口割合はいわゆる高齢化率と呼ばれます。昭和 45 年から平成 12 年の 30 年間で約 7%の上昇であった高齢化率ですが、平成 12 年から令和 2 年の 20 年間では約 20%上昇しており、近年は高齢化率が急速に上昇している状況です。

5. 交通

本町は、国道1路線、県道6路線が通過して骨格を形成しています。

高規格幹線道路である圏央道の利用については、本町内に川島インターチェンジがあり、広域交通の利便性が高くなっています。

【道路網の状況】



出典：川島町都市計画マスタープラン（令和4年）

6. 産業

事業所数は、平成8年の912か所がピークとなっており、それ以降は減少傾向がみられましたが、令和3年には866か所まで増加しています。

従業者数については、昭和56年から一貫して増加傾向にあり、令和3年の12,924人が最も多くなっています。

7. 過去の災害

川島町はその名の表すとおり、川に囲まれた町であるため、往古より洪水にたびたび苦しめられてきました。現在は河川改修が進みましたが、災害といえば、第一に洪水による災害のことを考えなければならぬ状況です。

(1) 風水害（主要な災害履歴を抜粋）

西暦	年代	河川名	被害地名	被害状況					
1947	昭和 22 年 9月 14 日～15 日 カスリーン（台風）		中山	浸水	119 戸	田畑	14 町 8 反		
			伊草	浸水	170 戸	田畑	11 町 6 反		
			三保谷	浸水	280 戸	田畑	13 町 8 反	釘無 40m破堤	
			出丸	浸水	195 戸	田畑	11 町 1 反	曲師 40m破堤	
			八ツ保	浸水	59 戸	田畑	13 町 5 反		
			小見野	浸水	8 戸	田畑	13 町 2 反		

出典：川島町地域防災計画

西暦	年代	雨量等	被害状況	
1982	昭和 57 年 9月 11 日～12 日 台風第 18 号	総雨量 (9/10～9/12) 329.5 mm 日最大 204.5 mm	床上浸水 1 棟	床下浸水 110 棟
			田畑冠水 260.4ha	
			堤防被害	
			東大塚 288 地先堤防	外側陥没 2 か所 3.3 m ²
			鳥羽井沼北 100m	外側崩れ 長さ 32m 天端幅 3m
				外側崩れ 長さ 25m 天端幅 1m
			鳥羽井樋管	内側崩れ 2 m ²
			上伊草金乗院脇	内側崩れ 2 m ²
				五徳縫い 2 か所施す
			下伊草 125 地先堤防	内側浸水
				五徳縫い 1 か所施す
			下伊草 東福院	内側浸水
				五徳縫い 5 か所施す
下伊草 175 地先堤防	内側浸水			
	五徳縫い 3 か所施す			
下伊草 182 地先堤防	内側浸水			
	五徳縫い 1 か所施す			
	浸水表面亀裂 長さ 20m 幅 15m			
釘無 155 地先前	月の輪 2 か所、表席張りシート 9 枚			
	人的被害 軽傷 1 名 住宅被害 94 棟			
1988	昭和 63 年 8月 5 日 竜巻災害		竜巻による負傷者 2 名	
			家屋半壊 2 棟、軽微な損傷 14 棟、一部破損 42 棟	
			八幡 5 丁目で発生したと考えられ、吹塚新田、南戸守、北戸守、正直に被害	
2014	平成 26 年 2月 14 日～15 日 大雪	最深積雪 62 cm (熊谷)	人的被害 1 件、住宅被害 18 戸、車庫被害 248 戸	
			物置被害 31 戸、その屋被害 42 戸	
			被害農家数 73 戸 (175 棟)、公共施設の被害 8 箇所	
2019	令和元年 10月 12 日～15 日 令和元年東日本 (台風第 19 号)	総雨量 246.0 mm 日最大 239.5 mm	正直、戸守、上猪地区 (事業所等を含む)	
			住家床上浸水 3 件	
			住家床下浸水 7 件	
			水害農地面積 41,297 m ²	

出典：川島町地域防災計画

(2) 地震

① 関東大震災（埼玉県全体の記録および埼玉各市町村誌より抜粋）

日時・規模・発生場所等		川島町の被害状況						
発生日	1923年（大正12年9月1日）	中山	全壊	53戸	半壊	53戸	死傷者	1名
規模	マグニチュード7.9	伊草	全壊	158戸	半壊	83戸	死傷者	2名
震源地	相模湾	三保谷	全壊	28戸	半壊	78戸	死傷者	3名
被災地域	東京・神奈川・静岡・千葉 ・山梨・茨城・埼玉	出丸	全壊	77戸	半壊	51戸	死傷者	2名
死者	99,331名	八ツ保	全壊	38戸	半壊	38戸		
行方不明者	43,476名	小見野	全壊	5戸	半壊	50戸		
負傷者	103,733名							
家屋全壊	128,266戸							
〃 焼失	447,128戸							
〃 流失	868戸							
〃 半壊	126,233戸							
旧東京市、横浜市および横須賀市の大部分が焼失								

出典：川島町地域防災計画

② 西埼玉地震（埼玉県全体の記録および埼玉各市町村誌より抜粋）

日時・規模・発生場所等		川島町の被害状況						
発生日	1931年（昭和6年9月21日）	中山	全壊	1戸	半壊	2戸	破損	21戸
規模	マグニチュード6.9	伊草	破損	353戸				
震源地	埼玉県深谷市	出丸	破損	3戸				
被災地域	埼玉・茨城・群馬	八ツ保	破損	9戸				
死者	16名（家屋の圧死が多い）	小見野	全壊	1戸	破損	15戸	死傷者	1名
負傷者	146名							
住家全壊	76戸							
〃 半壊	124戸							
非住宅全壊	131戸							
〃 半壊	161戸							

出典：川島町地域防災計画

③ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

日時・規模・発生場所等		川島町の被害状況		
発生日時	2011年（平成23年3月11日） 14時46分	町震度計：5.0（階級震度：5強）		
規模	モーメントマグニチュード9.0	人的被害なし		
最大震度	7（宮城県栗原市）	被害の多くは、住宅の屋根瓦の一部破損		
震源位置	三陸沖（北緯38.1）	中山	一部破損	156戸
震源の深さ	24km	伊草	一部破損	36戸
津波最大波	9.3m以上（福島県相馬） ※データ入手できない期間があり、 さらに高い可能性がある。	三保谷	一部破損	50戸
		出丸	一部破損	25戸
		八ツ保	一部破損	52戸
死者	15,893人	小見野	一部破損	89戸
行方不明者	2,567人	その他	63件	（ブロック塀の倒壊、 物置外壁の亀裂および剥離 等）
負傷者	6,152人			
家屋全壊	121,771戸	鳥羽井沼の駐車場の一部で液状化、護岸の一部崩落		
半壊	277,846戸			
一部破損	726,029戸			
（H27.11.10現在 警察庁広報資料より抜粋）				

出典：川島町地域防災計画

8. 想定される災害

(1) 風水害

本町では、四方を荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川が流れており、過去においては大きな洪水被害が発生しています。

平成 27 年に水防法が改正され、これまで河川整備において基本となる降雨を前提としていた洪水浸水想定区域図(計画規模)が、想定し得る最大規模(以下、「想定最大規模」という)の降雨を前提とした区域図に拡充して、河川管理者から公表されました。

現在、指定・公表されている想定最大規模の浸水想定区域図のうち、本町に係る河川は以下のとおりです。

【想定最大規模の浸水想定区域図のうち本町に係る河川】

指定河川名	浸水想定区域図名	作成主体	作成・指定年月日	指定の前提となる計画降雨
荒川	荒川水系荒川浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H28.5.30	荒川流域の 72 時間 総雨量 632 mm
			R1.6.20	入間川流域の 72 時間 総雨量 740 mm
市野川	荒川水系市野川浸水想定区域図	埼玉県	R2.5.26	2日間総雨量819mm

出典：川島町地域防災計画

①荒川浸水想定区域（浸水想定結果）

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所では、荒川水系に 72 時間総雨量 632 mm、入間川水系 72 時間総雨量 740 mm が降り、かつ荒川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況を氾濫シミュレーションにより求めており、浸水想定区域は洪水ハザードマップに示すとおりです。

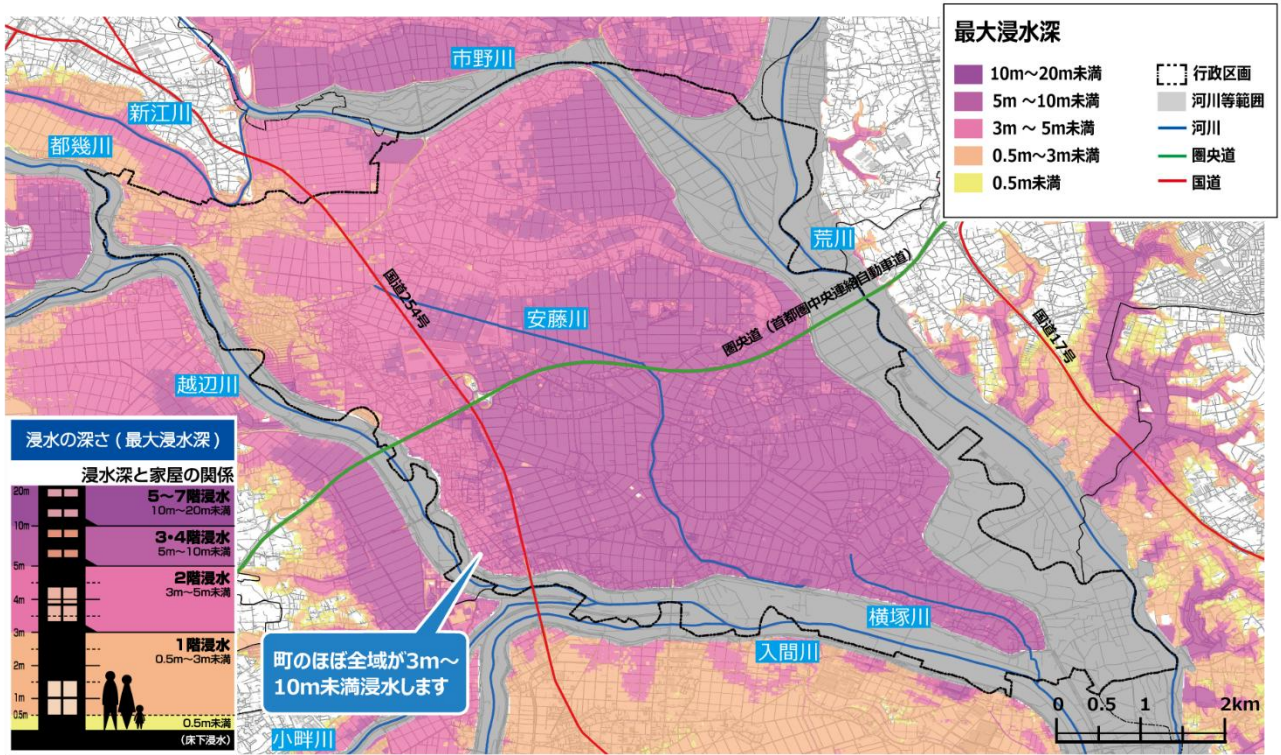
これによると、本町全域にわたり浸水すると想定されており、水深は深いところで 5m～10m 未満となり、浸水継続時間は最大 2 週間程度も浸水が引かないとされています。

②市野川浸水想定区域（浸水想定結果）

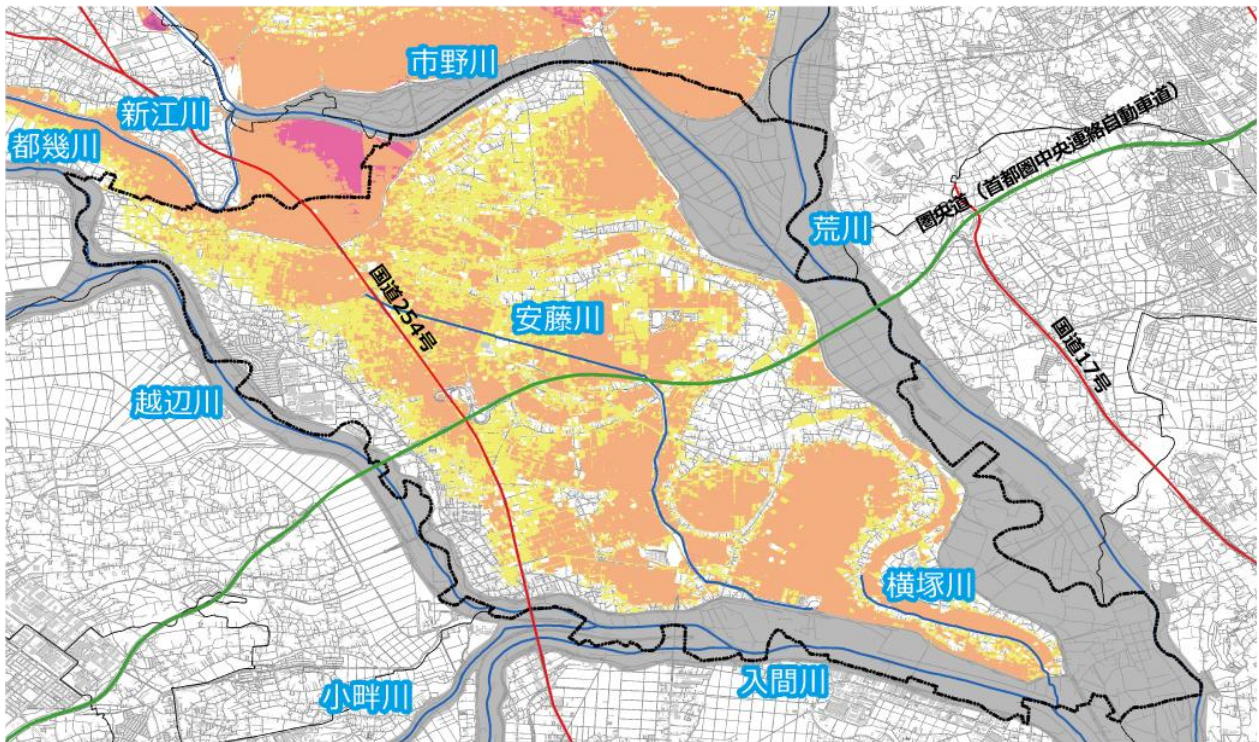
埼玉県では、市野川流域に 2 日間 819 mm が降り、かつ市野川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況を氾濫シミュレーションにより求めており、浸水想定区域は洪水ハザードマップに示すとおりです。

これによると、荒川の堤防が決壊した場合と比べ、浸水想定区域は全域とはならないが、避難が必要と考えられる浸水深 0.5m 以上(床上浸水)の区域は、広範囲になるとされています。

【荒川浸水想定区域図】



【市野川浸水想定区域】



出典：川島町ハザードマップ

(2) 地震

埼玉県では、東日本大震災において想定を超える地震・津波が発生し、広域かつ甚大な被害が生じたことを踏まえ、最新の科学的知見や基礎的データを反映して「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」を実施しました。

この調査は、埼玉県に甚大な影響を及ぼす可能性のある 5 つの地震を想定し、震度分布や建物倒壊、火災延焼、死者数等の被害量を予測するものです。

埼玉県が想定した 5 つの地震において、本町に最も大きな被害をもたらす地震は「関東平野北西縁断層帯地震」であり、次に大きな被害をもたらすのは、「茨城県南部地震」となっています。

埼玉県が想定した 5 つの地震および被害想定結果は以下のとおりです。

【地震想定】

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	想定概要	今後 30 年以内の地震発生確率
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映	70% (南関東地域として)
	茨城県南部地震	7.3		
	元禄型関東地震	8.2	過去に首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定	ほぼ 0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定	ほぼ 0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証	0.5%～2%

【各想定地震の震源・断層位置図】



出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）

【川島町における地震被害想定結果】

項目	予測内容		単位	東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東地震	関東平野 北西縁 断層帯地震	立川 断層帯 地震	
震度	最大震度		—	5強	5強	5強	7	6弱	
液状化	高い地域	面積	km ²	0.000	0.000	0.000	19.99	0	
		面積率	%	0.0	0.0	0.0	48.1	0	
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	0	78	15	2,988	2	
		全壊率	%	0.0	0.61	0.12	23.29	0.02	
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	10	140	31	2,256	30	
		半壊率	%	0.08	1.09	0.24	17.59	0.23	
	全壊 (急傾斜地崩壊)	全壊棟数	棟	0	0	0	0	0	
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	半壊 (急傾斜地崩壊)	半壊棟数	棟	0	0	0	0	0	
		半壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	焼失	焼失棟数	棟	1	1	1	89	1	
		焼失率	%	0.01	0.01	0.01	0.61	0.01	
人的被害	死者数		人	0	0	0	179	0	
	負傷者数		人	2	4	2	747	5	
	うち重傷者数		人	0	0	0	237	0	
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	36	6,066	1,167	22,147	164
			1日後	人	7	924	179	22,147	27
		停電率	直後	%	0.16	27.39	5.27	100	0.74
			1日後	%	0.03	4.17	0.81	100	0.12
	電話	不通回線	回線数	回線	0	4	1	219	1
			不通率	%	0.01	0.04	0.01	2.57	0.01
		携帯電話	停電率	%	0.0	4.2	0.8	100	0.1
			不通率	%	0.0	0.0	0.0	2.6	0
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	948	0
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	100	0
	上水道	断水人口		人	2,089	214	0	17,712	232
	下水道	機能支障人口		人	2,428	2,540	2,486	4,091	2,521
生活支障	避難者数	1日後		人	5	168	35	5,792	5,785
		1週間後		人	143	182	35	6,711	6,692
		1か月後		人	5	171	35	7,904	7,664
	帰宅困難者数	平日		人	3,675	3,349	3,549	4,130	4,001
		休日		人	2,813	2,596	3,472	3,130	2,989
	住機能支障	応急仮設住宅等 需要数		棟	0	16	3	558	1
その他	廃棄物	災害廃棄物		万ト	0.0	1.9	0.4	49.9	0.1
				万m ³	0.0	1.3	0.3	32.3	0.0

出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）

(3) 雪害

低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東更新地方においても大雪となることがあり、平成 26 年 2 月の大雪では、熊谷で最深積雪 62 cm を観測し、町内でも人的被害や住宅被害をもたらす雪量が確認されている。

県地域計画においても、平成 26 年 2 月と同程度の降雪があった場合の被害を想定していることから、本計画においても同様の降雪があった場合の被害を想定した。

第3章 強靱化の基本的考え方

1. 基本目標

基本計画および県計画を踏まえ、本町における強靱化を推進するために、以下の4つの「基本目標」を設定しました。

《川島町の基本目標》

- ① 町民の生命を最大限守ること
- ② 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- ③ 町民の財産および公共施設の被害をできる限り軽減すること
- ④ 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

2. 事前に備えるべき目標

基本計画および県計画を踏まえ、基本目標の実現のため、より具体的な目標として、以下の6つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

【川島町の事前に備えるべき目標】

事前に備えるべき目標	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することより、災害関連死最大限防ぐ
3	必要不可欠な行政機能を確保する
4	経済活動を機能不全に陥らせない
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧される
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な詩型で復興できる条件を整備する

第4章 脆弱性評価と対応方針

1. 脆弱性評価の考え方

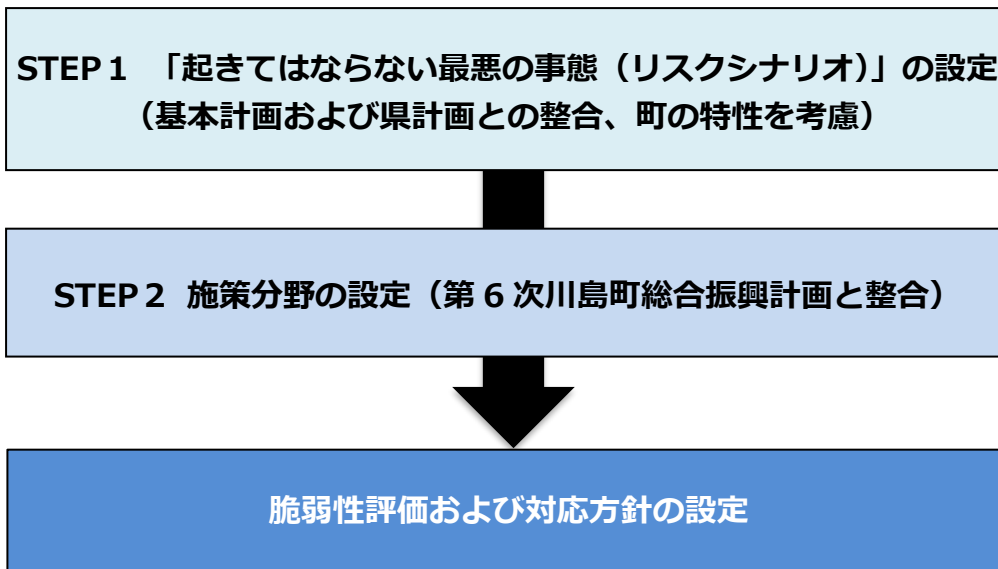
(1) 脆弱性評価とは

想定される災害（P9～13）が発生した場合に「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を引き起こさないように、本町が十分な対策を講じることができているかを確認し、評価するものです。

(2) 脆弱性評価および対応方針の設定の流れ

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」について、その発生要因や被害想定等に基づく危険性を十分に考慮し、以下のような流れで脆弱性評価および対応方針の設定を行います。

【脆弱性評価および対応方針の設定フロー】



2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本計画および県計画で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本としてつ、本町の役割や地域特性を考慮して、23の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

【川島町の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-3	洪水・浸水・竜巻の発生や防災インフラの損壊・機能不全により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-4	災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
		1-5	暴風雪や豪雪等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することより、災害関連死最大限防ぐ	2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
		2-2	医療需要の急激や支援ルートの途絶、エネルギー不足により、医療機能が麻痺・停止する事態
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者が発生する事態
		2-4	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給が停止する事態
		2-5	大規模な自然災害と感染症が同時に発生する事態
		2-6	地域活動の担い手不足により、避難所等の生活環境が悪化する事態
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱する事態
		3-2	被災により、行政機能が大幅に低下する事態
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーン（※）の寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下する事態
		4-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響する事態
		4-3	食料等の安定供給停止に伴う、経済活動への甚大な影響

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧される	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電電所・送配電設備）や都市ガス供給、LPガスサプライチェーン（※）等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止する事態
		5-3	上下水道等の長期間にわたる供給停止する事態
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な詩型で復興できる条件を整備する	6-1	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-3	事業用地の確保、仮設住宅、仮店舗、仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-4	後世に残すべき貴重な文化財建造物等の文化遺産の損壊・損出する事態

※サプライチェーン：原材料調達から生産管理・物流・販売までの経済活動のつながり

3. 施策分野の設定

本計画では、「第6次川島町総合振興計画」において設定した「まちづくりの柱（戦略目標の設定）」を施策分野として設定しました。

【第6次川島町総合振興計画 まちづくりの柱】

- 【ま も る】 未来に続く安全・安心な暮らしをまもる
 【つ な ぐ】 未来に向けて人と人をつなぐ
 【つ く る】 未来へ輝く稼ぐ地域をつくる
 【そだてる】 未来へはばたく人材をそだてる

【起きてはならない最悪の事態と施策分野の関係性】


事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策分野（まちづくりの柱）			
		まもる	つなぐ	つくる	そだてる
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	【1-1】建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●	●		●
	【1-2】火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●	●	●	●
	【1-3】洪水・浸水・竜巻の発生や防災インフラの損壊・機能不全により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●	●	●	●
	【1-4】災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	●	●		●
	【1-5】暴風雪や豪雪等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●			
2. 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死最大限防ぐ	【2-1】救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態	●	●		●
	【2-2】医療需要の急激な増加や支援ルートの途絶、エネルギー不足により、医療機能が麻痺・停止する事態	●	●		●
	【2-3】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者が発生する事態	●			
	【2-4】食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給が停止する事態	●	●	●	●
	【2-5】大規模な自然災害と感染症が同時に発生する事態	●	●		
	【2-6】地域活動の担い手不足により、避難所等の生活環境が悪化する事態	●	●		●

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策分野（まちづくりの柱）			
		まもる	つなぐ	つくる	そだてる
3. 必要不可欠な行政機能を確保する	【3-1】被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱する事態	●	●		●
	【3-2】被災により、行政機能が大幅に低下する事態	●	●		
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	【4-1】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下する事態	●	●	●	●
	【4-2】基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響する事態	●			
	【4-3】食料等の安定供給停止に伴う、経済活動への甚大な影響	●		●	
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧される	【5-1】テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	●	●	●	
	【5-2】電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）や都市ガス供給、LPガスサプライチェーン等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止する事態	●	●	●	
	【5-3】上下水道等の長期間にわたる供給停止する事態	●			
6. 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	【6-1】復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	●	●		●
	【6-2】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	●		●	
	【6-3】事業用地の確保、仮設住宅、仮店舗、仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	●		●	
	【6-4】後世に残すべき貴重な文化財建造物等の文化遺産の損壊・損出する事態	●	●		●

4. 脆弱性評価および対応方針の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに脆弱性の評価を行い、その結果に基づき対応方針を設定しました。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態	
脆弱性の評価	<p>【公共施設の耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化が進む公共施設やインフラ施設の整備・更新・保全・長寿命化・適正配置等を計画的に推進する必要があります。 <p>【住宅等の耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による建物倒壊や倒壊した建物による交通障害等の被害を最小限にするため、住宅等の建築物について耐震化を促進する必要があります。 <p>【空き家の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における建物倒壊や延焼の危険性を低減させるために、空き家の解体・除却、利活用を促進する必要があります。 <p>【避難所の機能不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の避難所として必要な機能の維持・充実を図るため、小・中学校や川島町地域活動センターイースト等の避難所を適切に維持するとともに、充実化を図る必要があります。 <p>【自主防災組織の弱体化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の活動を地域で効果的に行えるように、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の充実・強化に取り組む必要があります。 <p>【消防施設の老朽化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化する消防施設等の計画的な整備を図り、消防機能の適切な維持に取り組む必要があります。
	
対応方針	<p>【公共施設の維持・管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の延床面積総量を削減しつつ、耐震化された避難所を確保します。また、インフラ施設の耐震化に取り組みます。 <p>【住宅等の耐震化対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物の所有者に対して、耐震化の助言・指導・支援を行うとともに、耐震診断や耐震改修等の重要性の啓発や必要な情報の提供を行います。 <p>【空き家対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き家の解体・除却に対する費用を助成することで、管理不全な空き家の解消を図ります。 <p>【避難所の充実化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校や川島町地域活動センターイースト等の避難所の適切な維持・充実化を図るため、避難所の計画的な整備を進めるとともに、避難者に必要な食料や飲料、生活必需品等の備蓄品を整備することで、避難所における環境の維持・充実化を図ります。 <p>【自主防災組織の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における自主的かつ組織的な活動を可能とするため、地域防災力の向上を図ることを目的としたリーダーの育成や防災訓練等を支援します。 <p>【消防施設の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時においても川越地区消防局の新庁舎を拠点として消防機能の維持を図ります。
施策分野	①まもる ②つなぐ ④そだてる

1-2 火災により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

脆弱性の評価

【消防・救急体制の弱体化】

- ・消防、救急支援が迅速に行われる体制構築のため、資器材や人員の確保に取り組み、併せて、消防団員等の初期消防活動を担う人材の確保等に取り組む必要があります。

【自主防災組織の弱体化】（再掲）

- ・自主防災組織の活動を地域で効果的に行えるように、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の充実・強化に取り組む必要があります。

【空き家の増加】（再掲）

- ・災害時における建物倒壊や延焼の危険性を低減させるために、空き家の解体・除却、利活用を促進する必要があります。

【遊休農地の拡大】

- ・災害時における延焼の危険性等を低減させるために、遊休農地の拡大防止に取り組む必要があります。

【農業の担い手の不足】

- ・遊休農地の拡大防止に取り組むため、農地の維持・管理を支える人材の確保・育成に取り組む必要があります。

【都市公園における防災機能の確保】

- ・火災時における避難場所として必要な機能の維持・充実を図るため、都市公園の適切な維持・管理に取り組む必要があります。

対応方針

【消防・救急体制の充実・強化】

- ・常備消防の消防資器材の維持・管理を行い、計画的に高機能資器材へ更新することで強化を図ります。また、非常備消防の資器材や消防車両等の整備を図り、消防団員の活動環境の充実を図ります。

【自主防災組織の充実・強化】（再掲）

- ・災害発生時における自主的かつ組織的な活動を可能とするため、地域防災力の向上を図ることを目的としたリーダーの育成や防災訓練等を支援します。

【空き家対策の推進】（再掲）

- ・空き家の解体・除却に対する費用を助成することで、管理不全な空き家の解消を図ります。

【遊休農地の拡大防止】

- ・農地が有する延焼防止等の防災面での多面的な機能活用を図るため、農地の集積・集約により遊休農地の拡大防止に取り組みます。

【新規就農者の確保・育成】

- ・認定新規就農者や農業参入を目指す企業等を支援することで遊休農地の拡大防止に取り組めます。

【都市公園における防災機能の充実・強化】

- ・都市公園の適切な維持・管理を進め、火災時の安全性が確保された避難場所として、必要な機能の整備に取り組めます。

施策分野

- ①まもる ②つなぐ ③つくる ④そだてる

脆弱性の評価

【災害に対する認識不足】

・災害による被害を最小限に抑えるため、想定される被害について、広く周知する必要があります。特に水害による逃げ遅れを防ぐため、ハザードマップ等による啓発を図る必要があります。

【水防体制の弱体化】

・水防団、自主防災組織等を中心とした水防訓練の実施により、水害時の的確な対応につながる危機管理体制を構築する必要があります。

【洪水による浸水】

・町のほぼ全域が浸水想定区域に指定されているため、計画的に河川整備を進める必要があります。また、水害が発生した際に早期復興できるように取り組む必要があります。

【内水氾濫等による浸水】

・内水被害や道路冠水等の被害軽減を図るため、雨水幹線や排水路（農業用排水路含む）等の整備を計画的に進める必要があります。

【自主防災組織の弱体化】（再掲）

・自主防災組織の活動を地域で効果的に行えるように、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の充実・強化に取り組む必要があります。

【避難所の機能不足】（再掲）

・災害発生時の避難所として必要な機能の維持・充実を図るため、小・中学校や川島町地域活動センターイースト等の避難所を適切に維持するとともに、充実化を図る必要があります。

【排水機場等の停止】

・水害の被害軽減に資する施設でもある排水機場等の老朽化対策に取り組む必要があります。

対応方針

【避難行動の周知・啓発】

・ハザードマップ等の出前講座等を実施することにより、町民に対して災害時における避難行動の周知、啓発を進めます。特に水害における浸水想定は町内全域となっていることから、町外への避難を広く周知します。

【水防体制の強化】

・町外避難場所への広域避難を想定した実践的な水防訓練の実施により、水害時の危機管理体制の充実・強化に取り組みます。

【河川改修の推進】

・荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川の管理者である国および県に対して河川改修の促進を図ります。

【水防拠点の整備】

・水害が発生した際に、復興拠点となる、水防拠点の整備を進めます。

【内水被害対策の推進】

・雨水幹線や排水路（農業用排水路含む）等の整備を計画的に進め、集中豪雨等による浸水被害の拡大を防ぎます。

【自主防災組織の充実・強化】（再掲）

・災害発生時における自主的かつ組織的な活動を可能とするため、地域防災力の向上を図ることを目的としたリーダーの育成や防災訓練等を支援します。

【避難所の充実化】（再掲）

・小・中学校や川島町地域活動センター等の避難所の適切な維持・充実化を図るため、避難所の計画的な整備を進めるとともに、避難者に必要な食料や飲料、生活必需品等の備蓄品を整備することで、避難所における環境の維持・充実化を図ります。

【排水機場等の維持・管理】

・水害の被害軽減を図るため、排水機場等の適切な維持・管理に取り組みます。

施策分野	①まもる ②つなぐ ③つくる ④そだてる
------	-------------------------------

1-4 災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

脆弱性の評価	<p>【防災拠点の機能不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における防災対策拠点としての機能を確保するために、庁舎の適切な維持・管理に取り組む必要があります。 <p>【災害対策本部における情報通信機能の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部において情報通信機能の輻輳、途絶を防ぐため、情報通信機能の充実・強化を図る必要があります。 <p>【自主防災組織の弱体化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活動を地域で効果的に行えるように、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の充実・強化に取り組む必要があります。
--------	--



対応方針	<p>【防災拠点機能の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用設備等の定期点検の実施や庁舎の適切な維持・管理を行うとともに、職員、資器材、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先すべき業務を定め、災害時に防災対策拠点として必要な機能の確保に取り組みます。 <p>【災害対策本部における情報通信機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部や防災関係機関等の災害情報を迅速に収集、伝達するため、災害情報ネットワークの構築や通信連絡体制の整備を図ります。 <p>【自主防災組織の充実・強化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における自主的かつ組織的な活動を可能とするため、地域防災力の向上を図ることを目的としたリーダーの育成や防災訓練等を支援します。
------	---

施策分野	①まもる ②つなぐ ④そだてる
------	-----------------------

1-5 暴風雪等に伴う多数の死者・負傷者が発生する事態


脆弱性の評価	<p>【橋梁の耐震性不足】・古い基準で建設された橋梁の耐震補強を図るとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進める必要がある。</p> <p>【不足する道路の維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路や生活道路など計画的に整備・維持管理をする必要がある。
--------	---




脆弱性の評価	<p>【橋梁の耐震性強化】・対策が必要となる箇所の早期発見のため、パトロールや点検を実施するとともに耐震計画や維持管理計画等を策定します。</p> <p>【道路の維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策が必要となる箇所の早期発見のため、パトロールや点検を実施するとともに維持管理計画等を策定します。
--------	--

施策分野	①まもる
------	------

目標2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することより、災害関連死最大限防ぐ

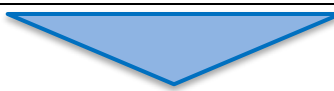
2-1 救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態	
脆弱性の評価	<p>【消防・救急体制の弱体化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防、救急支援が迅速に行われる体制構築のため、資器材や人員の確保に取り組み、併せて、消防団員等の初期消防活動を担う人材の確保等に取り組む必要があります。 <p>【受援体制の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害における外部からの応援受入体制を整備する必要があります。 <p>【自主防災組織の弱体化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の活動を地域で効果的に行えるように、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の充実・強化に取り組む必要があります。
	
対応方針	<p>【消防・救急体制の充実・強化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 常備消防の消防資器材の維持・管理を行い、計画的に高機能資器材へ更新することで強化を図ります。また、非常備消防の資器材や消防車両等の整備を図り、消防団員の活動環境の充実を図ります。 <p>【受援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時において、県への派遣要請等における応援を迅速に行うため、受援計画の策定をします。 <p>【自主防災組織の充実・強化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における自主的かつ組織的な活動を可能とするため、地域防災力の向上を図ることを目的としたリーダーの育成や防災訓練等を支援します。
施策分野	①まもる ②つなぐ ④そだてる

2-2 医療需要の急激や支援ルートの途絶、エネルギー不足により、医療機能が麻痺・停止する事態

脆弱性の評価	<p>【医療体制の機能不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により多くの負傷者が町内全域にわたり発生した際においても、人材や医薬品等の不足により医療機能が停止しない医療体制の整備に取り組む必要があります。 <p>【避難行動要支援者への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者を把握し、避難体制を確保する必要があります。 <p>【自主救護体制の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期医療をより円滑に行うため、地域の自主防災組織等が軽微な負傷者への応急救護活動を可能とする取組を進める必要があります。
	
対応方針	<p>【広域的な医療体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や医師会等と協議を行い、広域的な応援協力に関する情報連絡網の整備を図るとともに、後方医療機関への搬送等を行うため医療関係機関等との連携体制を整備します。 <p>【避難行動要支援者への体制構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織や民生委員児童委員協議会などと協力し、避難行動要支援者の避難体制を推進します。 <p>【自主救護体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等による自主的な救護活動が行えるように、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を行います。
施策分野	<p>①まもる ②つなぐ</p>

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者が発生する事態

脆弱性の評価	<p>【生活基盤施設の機能不全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても、上下水道事業を継続するために、施設の機能確保や早期回復を図れる体制を構築する必要があります。 <p>【上水道施設の停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による給水停止等を防ぐために、浄水場施設や管路の更新、耐震化を推進する必要があります。 <p>【下水道施設の停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水等の浸入水を防ぎ、汚水処理を滞りなく行うため、下水道の適切な維持・管理、耐震化に取り組む必要があります。 <p>【仮設トイレの不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における公衆衛生環境を確保するため、仮設トイレを整備する必要があります。 <p>【受援体制の不足】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害における外部からの応援受入体制を整備する必要があります。
--------	--




対応方針	<p>【重要性の高い生活基盤施設の機能確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の適切な維持・管理を行うとともに、職員、資器材、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先すべき業務を定め、災害時における必要な機能の確保、体制の構築に取り組みます。 <p>【上水道施設の長寿命化・耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時においても、上水道が停止することなく、町民が利用可能な環境を維持するため、浄水場施設や管路の更新、耐震化を実施します。また、BCP計画の策定により災害時においても業務の継続や早期普及に努めます。 <p>【下水道施設の長寿命化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の適切な維持・管理に取り組み、災害時においても衛生的な環境を確保するため、雨水の浸入水対策等を図ります。また、BCP計画を適宜見直し、災害時においても継続した業務の継続を図ります。 <p>【仮設トイレの確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易トイレや処理袋の備蓄等、仮設トイレの維持・管理を図るとともに、避難所等の災害用マンホールトイレの整備・維持に取り組みます。 <p>【受援体制の整備】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時において、県への派遣要請等における応援を迅速に行うため、受援計画の策定し、災害ボランティアの受入れ、運営が円滑にできる体制を構築します。
------	--

施策分野	①まもる ②つなぐ ④そだてる
------	-----------------------

2-4 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給が停止する事態	
脆弱性の評価	<p>【避難所での食料・飲料水の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各避難所で一定の避難所運営が行えるように事前に食料や飲料水などの備蓄品を整備する必要があります。 <p>【電力・燃料等の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対応においては、電力、燃料が必要になることから不測の事態が生じた場合においても電力・燃料を確保する必要があります。
対応方針	<p>【避難所での食料・飲料水などの備蓄品の充実化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食料・飲料水・衛生用品をはじめとする備蓄品の充実化を図るとともに計画的に整備できるような備蓄品管理計画の策定に取り組みます。また、一定の避難生活が運営できるように避難生活における暑さ・寒さ対策及びトイレ、キッチン、ベッド、風呂の環境改善に向けて取り組みます。また、協定により備蓄品等の充実を図ります。 <p>【電力・燃料等のエネルギーの供給の体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺自治体や民間企業と協定を締結し、人的・物的な支援を受けられる体制の整備に取り組みます。また、電気・ガス等のライフラインが速やかに復旧できるように事業者や関係団体との体制構築に取り組みます。
施策分野	①まもる ②つなぐ ③つくる ④そだてる

2-5 大規模な自然災害と感染症が同時に発生する事態	
脆弱性の評価	<p>【避難所での感染症の危険性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所における疫病や感染症等を防ぐため、災害時の避難所に必要な機能の充実を図る必要があります。また、従来どおりの方法で避難所の開設・運営を行うと感染症による集団感染を招く恐れがあるため、感染症対策に留意した避難所の開設・運営に取り組む必要があります。 <p>【医療体制の機能不足】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害により多くの負傷者が町内全域にわたり発生した際においても、人材や医薬品等の不足により医療機能が停止しない医療体制の整備に取り組む必要があります。
対応方針	<p>【避難所での感染症対策の充実化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生用品等の備蓄品の充実化を図るとともに、災害時における感染症対策を踏まえた避難所の開設・運営に取り組みます。 <p>【広域的な医療体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県や医師会等と協議を行い、広域的な応援協力に関する情報連絡網の整備を図るとともに、後方医療機関への搬送等を行うため医療関係機関等との連携体制を整備します。
施策分野	①まもる ②つなぐ

2-6 地域活動の担い手不足により、避難所等の生活環境が悪化する事態	
脆弱性の評価	<p>【避難所の生活環境の悪化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に避難所運営が円滑に行えるように日頃から地域コミュニティ活動の促進や自主防災組織の育成をする必要があります。
	
対応方針	<p>【自治・地域コミュニティの促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難所運営が円滑に行えるために地域コミュニティ活動や自主防災組織の活動に対する支援を行います。
施策分野	①まもる ②つなぐ ④そだてる

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱する事態	
脆弱性の評価	<p>【地域の治安悪化】 ・災害発生に伴うインフラ機能の停止等により、地域における治安悪化を防止する取組を進める必要があります。</p> <p>【防犯体制の不足】 ・防犯対策の推進を図るため、警察や防犯協会等の関係機関との連携強化を図る必要があります。</p>
対応方針	<p>【自治・地域コミュニティの振興】 ・災害時においても安心・安全な地域を維持するため、地域で行われるコミュニティ活動や地域防犯活動等を支援します。</p> <p>【防犯体制の充実化】 ・警察や防犯協会と連携し、町民に対する防犯情報の提供や防犯意識の向上を図ることで、自主防犯活動の促進に取り組みます。</p>
施策分野	① まもる ② つなぐ ④ そだてる

3-2 被災により、行政機能が大幅に低下する事態	
脆弱性の評価	<p>【防災拠点の機能不足】（再掲） ・災害時における防災対策拠点としての機能を確保するために、庁舎の適切な維持・管理に取り組む必要があります。</p> <p>【通常業務の停止】 ・災害時においても住民の生命・健康が維持できるように業務を継続させる必要があります。</p> <p>【関係機関との応援協力体制が不十分】 ・県内外の市町村と締結している相互応援協定における連絡体制や各種手続きが円滑に行われるよう取り組む必要があります。</p> <p>【受援体制の不足】（再掲） ・大規模災害における外部からの応援受入体制を整備する必要があります。</p>
対応方針	<p>【防災拠点機能の確保】（再掲） ・非常用設備等の定期点検の実施や庁舎の適切な維持・管理を行うとともに、職員、資器材、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先すべき業務を定め、災害時に防災対策拠点として必要な機能の確保に取り組みます。</p> <p>【業務継続計画（BCP）の推進】 ・町の業務継続計画を適宜更新し、災害発生時にも柔軟に業務継続ができる体制の構築に取り組みます。</p> <p>【関係機関との応援協力体制の強化】 ・応援要請手続きのマニュアル整備、平常時からの情報交換等を実施するとともに、応援協力内容の充実を図ります。</p> <p>【受援体制の整備】（再掲） ・大規模災害時において、県への派遣要請等における応援を迅速に行うため、受援計画の策定をします。</p>
施策分野	① まもる ② つなぐ

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下する事態	
脆弱性の評価	<p>【経済活動の悪化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても町内企業の経済活動が停止しないような取り組みを進める必要があります。 <p>【中小企業への復旧支援体制の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した中小企業においては、施設等の復旧や事業の再開に資金を要することから、早期の事業再建を可能とするための体制を整備する必要があります。 <p>【産業機能の停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水や地震等の大規模な自然災害が発生しても、各事業所への損害を最小限に抑え、重要な事業の継続や早期復旧を図るための取組を促進する必要があります。
対応方針	<p>【事業継続力強化計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の事業者に対して、継続的な業務ができるように商工会等を通じて事業継続力強化計画を策定できるように支援に取り組みます。 <p>【中小企業への復旧支援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業再建のため、町・県・国による中小企業関係融資や農業関係融資等の支援事業を推進します。 <p>【事業所の事業継続計画（BCP）の策定支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業所において、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法等を取りまとめた事業継続計画（BCP）の周知や策定支援を行います。
施策分野	①まもる ②つなぐ ③つくる ④そだてる

4-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響する事態

脆弱性の評価

【緊急輸送道路等の途絶】

- ・大規模な地震が発生した際においても、緊急輸送道路等により円滑な移動等が可能な環境整備に取り組む必要があります。

【災害による道路の閉塞】

- ・危険な地域からの避難や町民への食料・日用品の支給が円滑に実施できるよう、主要幹線道路の整備を進める必要があります。
- ・災害発生時においても安心・安全な道路環境を保つため、道路の維持・管理に取り組む必要があります。

【道路交通障害の危険性】

- ・災害による交通渋滞や交通事故の発生、道路上における障害物の放置等を防止する取組を進める必要があります。

対応方針

【緊急輸送道路等の沿道の建物の耐震化等】

- ・緊急輸送道路沿線地域の建物の耐震化を促進するとともに、平常時からブロック塀、看板、歩道の路面状態等について点検し、円滑な移動環境の確保に努めます。

【道路の維持・強化】

- ・災害時の適切な避難や被災者への物資の支援等を速やかに行うために、主要幹線道路の整備を推進します。
- ・道路の維持・管理に取り組み、災害発生時における安心・安全な道路環境を維持します。

【道路交通安全の確保】

- ・災害時における交通ルールの普及啓発を進めるとともに、緊急輸送道路等上の障害物や放置車両等の撤去体制の構築を図ります。

施策分野 ①まもる

4-3 食料等の安定供給停止に伴う、経済活動への影響する事態

脆弱性の評価

【災害による道路の閉塞】（再掲）

- ・危険な地域からの避難や町民への食料・日用品の支給が円滑に実施できるよう、主要幹線道路の整備を進める必要があります。
- ・災害発生時においても安心・安全な道路環境を保つため、道路の維持・管理に取り組む必要があります。

【備蓄品の不足】

- ・災害時において最低限必要となる食料品や生活必需品等の備蓄品の確保、管理に取り組む必要があります。

【道路交通障害の危険性】（再掲）

- ・災害による交通渋滞や交通事故の発生、道路上における障害物の放置等を防止する取組を進める必要があります。

【電力停止による信号機の機能不全】

- ・災害発生に伴う電力供給停止により信号機が機能不全に陥る状況を未然に防ぐ取組を進める必要があります。



対応方針

【道路の維持・強化】（再掲）

- ・災害時の適切な避難や被災者への物資の支援等を速やかに行うために、主要幹線道路の整備を推進します。
- ・道路の維持・管理に取り組み、災害発生時における安心・安全な道路環境を維持します。

【備蓄品の確保】

- ・食料の備蓄計画に基づき必要な食料を備蓄するとともに、町内の販売業者および製造業者と物資調達に関する協定を結び供給体制の整備に努めます。また、生活必需品についても備蓄計画に基づき備蓄を進めるとともに、生産者および販売業者と物資調達に関する協定の締結に努めます。

【道路交通安全の確保】（再掲）

- ・災害時における交通ルールの普及啓発を進めるとともに、緊急輸送道路等上の障害物や放置車両等の撤去体制の構築を図ります。

【電源付加装置^{※1}の設置】


- ・信号機の機能不全を防止するため、警察へ電源付加装置の設置を働きかけます。

施策分野

①まもる ③つくる

※1：停電により信号機への電源供給が遮断された場合、設置された発動発電機が自動的に起動して、信号機に電源を供給し、信号機の機能を維持する装置

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧される

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
脆弱性の評価	<p>【情報通信手段の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等を迅速かつ正確に町民に伝達するため、戸別受信機等の情報伝達手段の普及や情報伝達体制の構築を図る必要があります。 <p>【情報通信基盤の機能不全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時において、町民が必要な災害情報の容易な取得と家族等への連絡手段が確保できるよう避難所の情報基盤を整備する必要があります。 <p>【災害対策本部における情報通信機能の不足】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部において情報通信機能の輻輳、途絶を防ぐため、情報通信機能の充実・強化を図る必要があります。 <p>【DXへの対応の遅れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚化する災害に対応するため、ICT技術を活用した災害情報の取得や迅速な情報発信・収集等を推進する必要があります。
	
対応方針	<p>【多様な情報通信手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等を迅速かつ正確に町民へ伝達するため、戸別受信機の普及に取り組みます。 ・町HPによる災害情報等の発信だけでなく、有効な伝達手段であるメールやSNS（ライン等）等を活用し、多様な情報伝達体制の整備を図ります。 ・災害時の情報通信網を多重化することで、地上の通信インフラが遮断された場合においても、国・県へ被災情報を報告することで、きめ細かい支援を受ける体制に取り組みます。 <p>【情報通信基盤の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所・避難場所においても町民が必要な災害情報の取得と家族等への連絡手段を確保するため、避難所・避難場所のインターネット環境の整備等に取り組みます。 <p>【災害対策本部における情報通信機能の強化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部や防災関係機関等の災害情報を迅速に収集、伝達するため、災害情報ネットワークの構築や通信連絡体制の整備を図ります。 <p>【災害対応等におけるDXの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚化する災害に対応するため、町民との迅速な連絡手段の確保のため、最新のデジタル技術の導入を検討します。
施策分野	①まもる ②つなぐ ③つくる

5-2 電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）や都市ガス供給 LP ガスサプライチェーン等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止する事態


脆弱性の評価	<p>【電力・ガスの供給停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時においても、生活関連施設としての機能を維持するための取組を進める必要があります。
対応方針	<p>【電力・ガスの供給体制の充実化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力事業者に対して、各設備に有効な予防方策を講じ被害を防止するとともに、二次災害の発生を防ぐ取組の推進を働きかけます。 ・ガス事業者に対して、ガス施設に被害が生じた際は、二次災害発生を防止するとともに、応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持できるよう働きかけます。
施策分野	①まもる ②つなぐ ③つくる

5-3 上下水道等の長期間にわたる供給停止する事態


脆弱性の評価	<p>【上水道施設の停止】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による給水停止等を防ぐために、浄水場施設や管路の更新、耐震化を推進する必要があります。 <p>【生活基盤施設の機能不全】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても、上下水道事業を継続するために、施設の機能確保や早期回復を図れる体制を構築する必要があります。 <p>【下水道施設の停止】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水等の浸入水を防ぎ、汚水処理を滞りなく行うため、下水道の適切な維持・管理、耐震化に取り組む必要があります。
対応方針	<p>【上水道施設の長寿命化・耐震化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時においても、上水道が停止することなく、町民が利用可能な環境を維持するため、浄水場施設や管路の更新、耐震化を実施します。 <p>【上水道施設の長寿命化・耐震化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時においても、上水道が停止することなく、町民が利用可能な環境を維持するため、浄水場施設や管路の更新、耐震化を実施します。また、BCP 計画の策定により災害時においても業務の継続や早期普及に努めます。 <p>【重要性の高い生活基盤施設の機能確保】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の適切な維持・管理を行うとともに、職員、資器材、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先すべき業務を定め、災害時における必要な機能の確保、体制の構築に取り組みます。 <p>【下水道施設の長寿命化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の適切な維持・管理に取り組み、災害時においても衛生的な環境を確保するため、雨水の浸入水対策等を図ります。
施策分野	①まもる

目標6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な詩型で復興できる条件を整備する

6-1 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

脆弱性の評価	<p>【人的資源の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な自然災害が発生した場合においても、早期に復旧・復興を進めるため、それらを担う人的資源の確保に取り組む必要があります。 ・近年の災害復興では、ボランティアも重要な人的資源として考えられており、それらを有効活用する環境整備を行う必要があります。
	
対応方針	<p>【応援協力体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の市町村と締結している災害時の相互応援協定の強化に努めるとともに、国からの応援受入体制の整備を図ります。 ・ボランティアによる迅速かつ効果的な復旧・復興が行えるように、川島町社会福祉協議会やボランティア団体等と連携しながら活動環境の整備に取り組めます。
施策分野	①まもる ②つなぐ ④そだてる

6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価	<p>【災害廃棄物等の処理体制の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の仮置場としての機能を確保するため、町有地の適切な維持・管理に取り組む必要があります。 ・大規模な災害発生に伴い大量の災害廃棄物等が発生した際は、町有地以外の仮置場を確保する必要があります。 <p>【災害廃棄物処理等に係る協力体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害が発生した場合は、災害廃棄物等が大量に発生することが想定されるため、国、県、近隣市町村と協力体制を構築する必要があります。 <p>【ごみ処理施設の老朽化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化したごみ処理施設について、災害廃棄物等の処理機能を維持する必要があります。
	
対応方針	<p>【災害廃棄物等の仮置場の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の仮置場として、町有地の適切な維持・管理を図ります。 ・災害廃棄物等の保管に必要な面積が確保できない場合は、長期間利用が見込まれていない民有地等の借用を検討し、仮置場の確保を図ります。 <p>【災害廃棄物処理等に係る協力体制の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の種類や量に応じた処理計画を整備し、国、県、市町村間での災害廃棄物処理等の協力体制の充実・強化を図ります。 <p>【ごみ処理施設の建設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設を新たに建設することで、災害廃棄物等の処理機能の充実・強化を図ります。
施策分野	①まもる ③つくる

6-3 事業用地の確保、仮設住宅、仮店舗、仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価	<p>【災害復興スペースの不足】・災害復旧に必要となるオープンスペースの確保が必要になります。</p> <p>【平常時からの災害復興の準備が不十分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地境界情報の消失等に伴う広域的な被害が発生した場合を想定し、更なる復旧・復興の事前準備に取り組む必要があります。
対応方針	<p>【災害復興スペースの確保】・災害復旧・復興の迅速化を図るため、都市公園の維持管理を適正に行い、オープンスペースの確保に努めます。</p> <p>【復興事前準備の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に的確な復興まちづくりに着手できるように、事前に被災後の復興まちづくりを考える復興事前準備の取組を検討します。
施策分野	①まもる ③つくる

6-4 後世に残すべき貴重な文化財建造物等の文化遺産の損壊・損出する事態	
脆弱性の評価	<p>【文化財建造物の保護・継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、引き続き文化財の耐震化、防災設備の整備等を進めることにより、文化財を適切に維持する必要があります。また、文化財被害を修復する技術を継承することも必要になります。
対応方針	<p>【文化財建造物の維持管理】・文化財をリスト化するとともに展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう取り組みます。</p>
施策分野	①まもる ②つなぐ ④そだてる

5. 重点化プログラムの設定

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

そのため、本計画では23の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を対象として、以下の3つの視点に基づき重点化を図る取組を設定しました。

(1) 第6次川島町総合振興計画の重点施策との整合

本町の最上位計画である「第6次川島町総合振興計画」では、4つのまちづくりの柱を掲げ、戦略目標達成の要となる重点施策を設定しています。

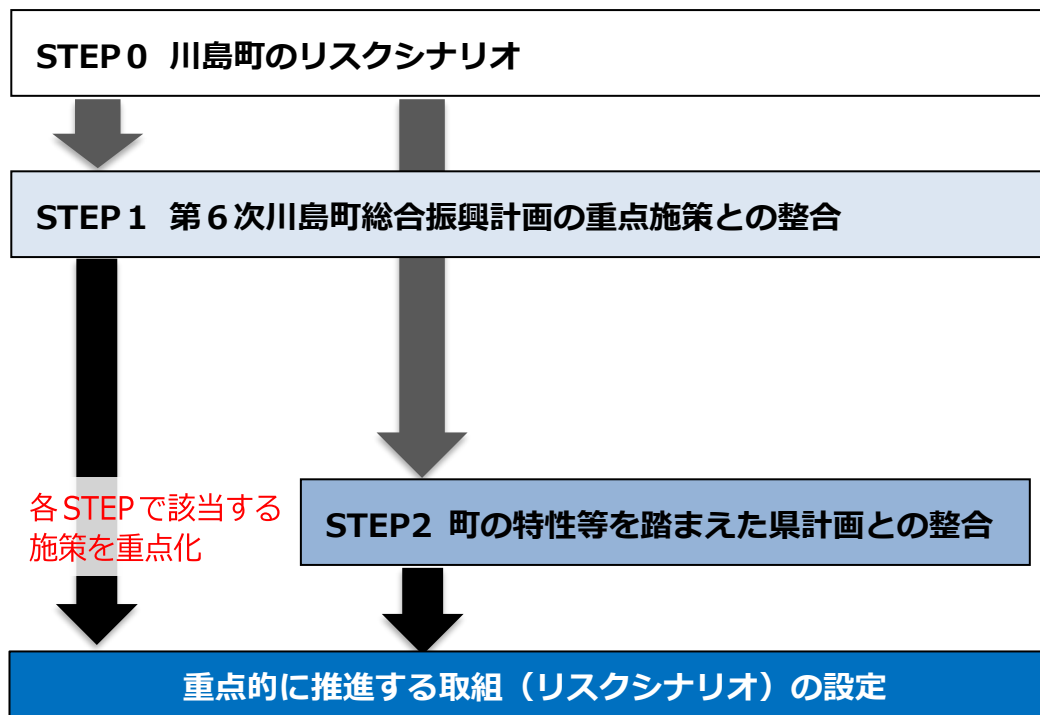
町の強靱化を図る上で、これらのまちづくりの柱と整合を図ることは重要であることから、重点施策と関連性が強いリスクシナリオの重点化を行います。

(2) 町の特性等を踏まえた県計画との整合

県計画では多岐にわたるリスクシナリオを設定し、その中から優先的に推進すべき取組を重点化しています。

本町においても県計画との整合を図ることも重要であることから、「本町の特性に適しているか」、「生命の危機に直結するか」という観点に基づく検討結果を踏まえつつ、県計画との整合を図ります。

【重点的に推進する取組の設定フロー】



(3) 本計画における重点的に推進する取組の設定

前項で示した視点に基づく検討を行った結果、本計画において重点的に推進する取組（リスクシナリオ）は以下のとおりです。

【本計画で重点化するリスクシナリオ】

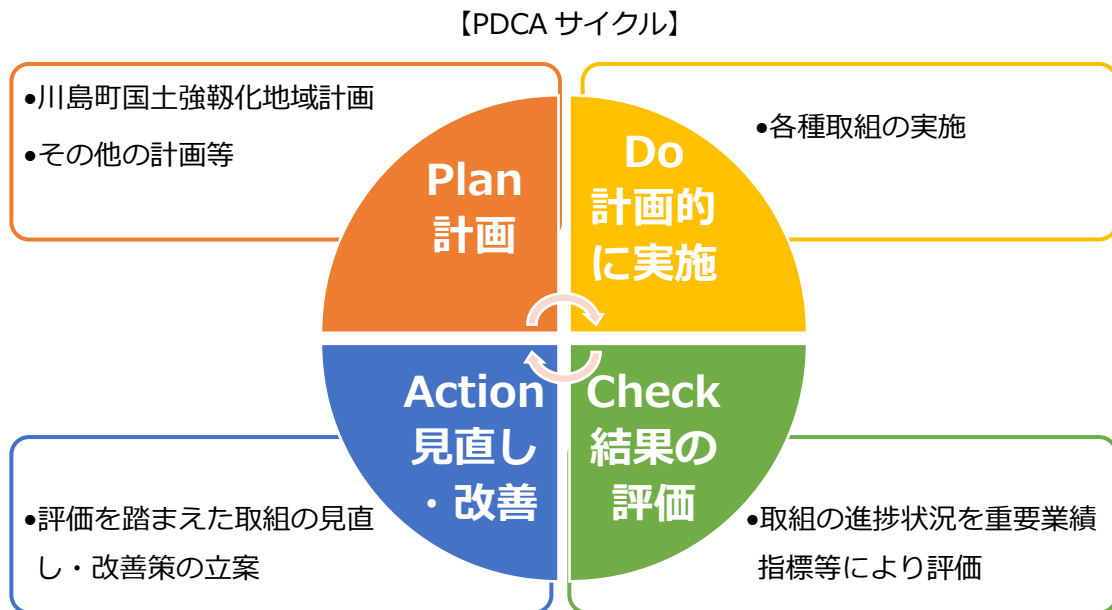
事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	火災により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
		1-3	洪水・浸水・竜巻の発生や防災インフラの損壊・機能不全により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-4	災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することより、災害関連死最大限防ぐ	2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者が発生する事態
		2-4	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給が停止する事態
		2-5	大規模な自然災害と感染症が同時に発生する事態
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱する事態
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-3	食料等の安定供給停止に伴う、経済活動への甚大な影響
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧される	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-3	上下水道等の長期間にわたる供給停止する事態
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な詩型で復興できる条件を整備する	6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

第5章 計画の推進

1. 計画の進捗管理

脆弱性の評価に基づく対応方針による取組については、本町の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理を行います。

進捗管理は PDCA サイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、防災・減災のまちづくりを進めていきます。



2. 計画の見直し

地域の強靱化を効果的かつ効率的に推進していくためには、計画の不断の見直しが必要です。本計画は、国土強靱化を取り巻く社会経済情勢や考慮すべき自然災害のリスクの変化、取組の進捗状況等を考慮して、適宜、計画の見直しを行うものとします。